

1 概要

(1) 事業者

法人名	株式会社 アスピシヤス
所在地	〒570-0006 大阪府守口市八雲西町2丁目24番7号 エイトアベニュー205号室
連絡先	06-6967-8683
代表者氏名	代表取締役 高谷 圭宏

(2) 事業所の概要

事業所名の名称	を多福 訪問看護ステーション
事業所所在地	〒570-0006 大阪府守口市八雲西町2丁目24番7号 エイトアベニュー205号室
連絡先	TEL:06-6967-8683 FAX:06-6967-8684
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	2763290471号
サービス提供地域	守口市、門真市、寝屋川市、大阪市（一部除く）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(3) 営業時間

営業日	月曜～金曜 午前9:00～午後5:00
休日	土・日・祝・年末年始（12/30～1/4）
サービス提供日	365日 24時間対応可能

(4) 職員体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人数	勤務形態
管理者	1名	管理者 池上 有香
看護師	2名	常勤1名、非常勤1名

2 事業の目的・運営方針

(1) 目的

指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけ医の指示のもと利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3 サービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

- ①健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸などの測定、病状の観察と助言、食事指導、環境整備）
- ②日常生活の看護（清拭、洗髪、爪切りなどによる清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- ③在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防、手足の運動など）
- ④医師の指示による医療処置（褥瘡処置、吸引、胃瘻、在宅酸素、留置カテーテルなどのチューブ管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- ⑤認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言）
- ⑥生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑦終末期の看護
- ⑧その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者又は家族を同乗させて自動車を運転する行為
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦ 利用者又は家族との個人的な連絡、会社が指定する方法以外での連絡先交換及び、SNS などにおける個人的な DM でのやり取り

※ 以上の行為について利用者又は利用者の家族からの強要などカスハラに該当する行為があった場合、契約を解除する場合があります。

4 利用料金

- (1) 医療保険 対象の方「料金一覧表【医療保険】」参照
 介護保険 対象の方「料金一覧表【介護保険】」参照

◆その他のサービス加算料金

項目	基本料金
死後の処置料	10,000円(税抜き)

- (2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

【連絡先：を多福訪問看護ステーション TEL:06-6967-8683】

前日までにご連絡いただいた場合	無料
当日にご連絡がない場合	当日利用料100%

- (3) 交通費

事業所から10kmまでは無料。但し、訪問時に駐車場を利用した場合は実費ご負担いただきます。

- (4) 料金の支払い方法

毎月末締めとし、翌月15日頃に請求書を送付いたします。

支払方法：金融機関口座から自動振替

支払日：サービス提供月の翌月28日に振替口座より引き落とし

※口座振替の手続きが完了するまでは、お振込みをお願いいたします。

医療保険

【基本利用料】

〈月の初日〉基本療養費（I）

負担割合	基本療養費 (5,550円)	+	管理療養費（機能強化型以外） (7,670円)	=	自己負担額
1割	555円	+	767円	=	1,322円
2割	1,110円	+	1,534円	=	2,644円
3割	1,665円	+	2,301円	=	3,966円

〈月の2日目以降1日につき〉

負担割合 ※1	基本療養費 + 管理療養費（機能強化型以外） = (5,550円/6,550円) (2,500円)	自己負担額
週3回目まで	1割 555円 + 250円 =	805円
	2割 1,110円 + 500円 =	1,610円
	3割 1,665円 + 750円 =	2,415円
週4日以降	1割 655円 + 200円 =	855円
	2割 1,310円 + 500円 =	1,810円
	3割 1,965円 + 750円 =	2,715円

〈月の初日〉基本療養費（Ⅱ）同一建物居住者 1日につき同一日3人以上

負担割合 ※1		基本療養費 + 管理療養費（機能強化型以外） (2,780円/3,280円) (2,500円)	=	自己負担額
週3回目まで	1割	278円 + 250円		528円
	2割	556円 + 500円		1,056円
	3割	834円 + 750円		1,584円
週4日以降	1割	328円 + 250円		578円
	2割	656円 + 500円		1,156円
	3割	984円 + 750円		1,734円

※1：医療保険による訪問は原則1回/日・3回/週までです。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等、また急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合、複数回・週4日以上での訪問が可能です。

【加算】

(円)

項目	サービス内容		加算	自己負担額		
				1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合に算定	2回/日	4,500	450	900	1,350
		3回以上/日	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に1日につき1回限り算定		2,650	265	530	795
	月14日目まで					
	月15日目以降		2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に、週1回（15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日）を限度として算定		5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に1日につき算定		1,500	150	300	400
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師・PT等（1回/週）	4,500	450	900	1,350
		准看護師（1回/週）	3,800	380	760	1,140
		看護補助者（3回/週）	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定		6,520	652	1,304	1,956

特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	I : 5,000	500	1,000	1,500
		・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・訪問点滴注射管理指導料を算定している	II : 2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定		2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定（長時間にわたる療養上の指導を行った場合は8,400円）		6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上の必要な指導を行った場合に月1回に限り算定		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定		2,000	200	400	600
情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定		1,500	150	300	450
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前14日以内2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援	在宅で死亡した利用者、または特別養護老人ホームで死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用者）	療養費1： 25,000	2,500	5,000	7,500
		特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（施設側で看取り介護加算等を算定している利用者）	療養費2： 10,000	1,000	2,000	3,000

	体制について、利用者及びその家族等に対し説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定				
看護・介護職員・連携強化	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者に月1回に限り算定	2500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回に限り算定	50	5	10	15
遠隔死亡診断補助加算	医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合に算定	1500	150	300	450

【 70歳以上の方 】

(円)

負担割合	上限額
1割負担（限度額認定証なし）	18,000
1割負担（限度額証区分ⅠⅡ）	8,000
2割負担	18,000
3割負担（現役並み所得Ⅰ）	80,100
3割負担（現役並み所得Ⅱ）	167,400
3割負担（現役並み所得Ⅲ）	252,600

介護保険

【基本利用料】

<要介護>

日中（8時～18時）の場合

訪問看護費（単位）			自己負担額 ※1			
		単位数 （単位）	1割負担 （円）	2割負担	3割負担	1 回 あ た り
訪問看護 I 1	20分未満	314	347	694	1,041	
訪問看護 I 2	30分未満	471	520	1,040	1,560	
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	823	910	1,820	2,730	
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1,128	1,246	2,492	3,738	

<要支援>

日中（8時～18時）の場合

訪問看護費（単位）			自己負担額 ※1（円）			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	1 回 あ た り
訪問看護 I 1	20分未満	303	335	670	1,005	
訪問看護 I 2	30分未満	451	498	996	1,494	
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	794	877	1,754	2,631	
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1,090	1,204	2,408	3,612	

※1 地域区分3級地（1単位×11.05）にて料金を計算

利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載されている割合にて計算いたします

【加算】（単位）

項目		サービス内容		単位数	
				1割	
緊急時訪問看護加算		(I)	① 電話等により看護に対する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること ② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等の体制の整備が行われていること	600	
		(II)	(I) ①に該当する場合	574	
特別管理加算（月1回）		(I)	・悪性腫瘍もしくは気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している 上記利用者に計画的な管理を行った場合	500	
		(II)	・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、人口呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥瘡 ・点滴注射を週3回以上行う必要	250	
退院時共同指導加算		病院または介護老人保健施設から退院、退所する場合に主治医と連携して在宅生活での必要な指導を行った場合		600	
初回加算（適応月1回）		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問した場合に算定		350	
		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回訪問した場合に算定		300	
長時間訪問看護加算（適応時）		特別管理加算の対象となる利用者に対して1時間30分以上のサービスを行った場合		300	
複数名訪問加算Ⅰ （1回につき）	看護師	30分未満	同時に複数の看護師等がサービスを行った場合	30分未満	254
		30分以上		30分以上	402
看護体制強化加算（適応月1回）		(I)	特別な訪問看護の体制が整っているとして届出を行うことで算定	550	
		(II)		200	
		介護予防		100	
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		介護職員に対し、痰吸引等にかかわる計画書や報告書の作成および緊急時対応について助言した場合		250	

サービス提供体制強化加算 (1回につき)	(I)	勤続7年以上の職員を30%以上配置している場合に算定	6
	(II)	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に算定	3
ターミナルケア加算(適応時)		死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している場合に算定	2500
専門管理加算(月1回)		特定行為研修を終了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	250
口腔連携強化加算(月1回)		口腔の健康状態の評価を実施し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に算定	50

5 サービスの提供について

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。

サービス提供は、「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

入院・入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その場合は、利用者へ他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。

<サービスの終了>

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 自動終了(以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します)
 - ・利用者の要介護状態区分(要支援状態区分)が自立となった場合
 - ・利用者が亡くなられた場合

<サービスの提供を中止する場合>

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず1ヶ月以内にお支払いがない場合
- ・利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションの職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合はサービス終了させていただく場合
- ・天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日を変更する場合

6 緊急時の対応方法について

- (1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

主治医	氏名	
	連絡先	

ご家族	氏名	
	連絡先	

7 事故発生時の対応方法について

(1)利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2)利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：	三井住友海上火災保険株式会社
保険名：	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要：	対人・対物・管理財物・人格侵害・経済的損害・事故対応・対人見舞

8 当事業所の相談・苦情・キャンセル窓口

【事業者の窓口】 を多福訪問看護ステーション	所在地：大阪府守口市八雲西町2丁目24-7-205 電話番号：06-6967-8683 FAX:06-6967-8684 受付時間：平日 9:00~17:00
【市町村の窓口】 守口市役所 介護保険窓口	所在地：大阪府守口市京阪本通2丁目5-5 電話番号：06-6992-1221 受付時間：平日 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪府中央区常盤町1-3-8 大阪大通 FNビル内 電話番号：06-6943-5418 FAX：06-6949-5417 受付時間：平日 9:00~17:00

9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。
- (2)

虐待防止・身体拘束等の適正化 虐待防止責任者(担当者)	氏名 池上 有香
--------------------------------	----------

- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための大祭を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (5) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (6) 事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (8) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約書が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、事業者にも業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 個人情報の保護について
 - ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族に個人情報を用いません。
 - ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
 - ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります。)